

A I時代の知的財産権検討会（第6回）コメント

座長 渡部俊也 殿

ワシントン大学ロースクール 竹中俊子

当日出席できませんので、書面にて意見を申し上げます。

1. 中間とりまとめ骨子

A) AI生成物による著作権、意匠権、特許権の保護については、アメリカ著作権庁や特許商標庁（USPTO）ガイダンスの具体例を参考に、文化庁と特許庁がAI利用の具体例を示した審査基準を公表すべきだと思います。特に、特許、意匠については、出願の際に発明者を特定しなくてはならず、アメリカと異なる場合には、アメリカ出願時又は国際出願の国内移行の際に、発明者を訂正しなくてはならないので早急に審査基準を作成公表することが必要です。尚、USPTOの示した発明者認定基準は、CAFCの判例に基づき、AIの機械学習をさせただけで発明完成時に現実に関与していない者や出力を選択・改変させた者も発明者として十分な貢献としています。日本でも、このような貢献が発明者として十分な関与と認められるか確認する必要があります。もし、日本では認められないということになると、日本出願に基づくアメリカ等主要国での出願ができなくなり、日

本企業にとって大きな障害となる可能性があります。従って、特許庁は、主要国の特許庁と AI 利用発明の国際調和の議論を早急に始めるべきだと思います。

- B) 著作権については、国内の創作物に関し権利行使に登録を求めるアメリカでは、著作権庁が、登録に際し、AI 生成部分の放棄を求める厳格な基準を採用しています。日本では、権利行使に登録が義務づけられていないものの、登録制度があるので、アメリカとの例を参考に具体例をあげて保護の対象とならない AI 生成創作物の基準を公表すべきだとも思います。

2. 横断的見地からの検討について

スライド7の想定すべき主体には、知的財産権制度で重要な役割を果たす人間である創作者、発明者が含まれず、彼らの使用者である AI 開発者、提供者、権利者のみが想定されています。AI の開発を通じたイノベーションを起こすうえで重要な人材である自然人である創作者や発明者も明示して主体に含め、十分なインセンティブを確保するため発明者掲載権を尊重し、職務発明制度等により補償を行うと共に、AI 開発及び利用の人材養成についても取り組むことを明記する必要があるのではないのでしょうか。